

○筑波大学大学院再入学に関する法人細則

〔平成18年3月16日〕
法人細則第4号

改正 平成23年法人細則第35号

令和 元年法人細則第21号

筑波大学大学院再入学に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第22条第3項に規定する再入学（以下単に「再入学」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、学術院運営委員会（グローバル教育院に置く学位プログラムにあつては教育院会議）（以下「学術院運営委員会等」という。）の議を経て、学期の始めとすることができる。

(再入学の出願要件)

第3条 再入学は、筑波大学の大学院を退学（懲戒退学を除く。）した者が退学時に所属していた学術院、研究群、専攻又は学位プログラム（以下「学術院等」という。）に再入学を希望する場合に限り、出願を認めるものとする。ただし、退学時に所属していた学術院等が存しない者又は研究科に所属していた者にあつては、当該学術院等又は当該研究科を引き継ぐ学術院等に出願を認めるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、図書館情報学大学院情報メディア研究科を退学した者が再入学を希望する場合には、人間総合科学学術院人間総合科学研究群情報学学位プログラムに出願を認めるものとする。

(再入学の出願に係る書類)

第4条 再入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、入学願書に次に掲げる書類を添えて、学長に願出するものとする。

- (1) 検定料受付証明書（志願者が、次条の規定により検定料を国立大学法人筑波大学（以下この号及び次条第2項において「法人」という。）が指定する金融機関（郵便局を含む。以下この号において同じ。）の口座（次条第2項において「指定口座」という。）に納付した際に、当該金融機関から交付される証明書をいう。）又は検定料収納証明書（志願者が次条の規定により検定料を、法人が指定するコンビニエンスストアで納付した際に当該コンビニエンスストアから交付される証明書又は法人が指定する方法でクレジットカード決済により納付した際に発行される証明書をいう。）

- (2) 退学前の成績証明書
- (3) その他学術院等において選考上必要とするもの

(検定料)

第5条 志願者は、前条の出願に当たっては、大学院学則別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。

2 検定料は、志願者からの指定口座への納付、法人が指定するコンビニエンスストアでの納付又は法人が指定する方法でのクレジットカード決済による納付により、収納するものとする。

(検定料の返付)

第6条 収納した検定料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、検定料に相当する額を返付することができる。

- (1) 前条第2項の規定により検定料を納付した場合であって、出願しなかったとき又は出願が受理されなかったとき。
- (2) その他検定料を返付すべき理由があると認められるとき。

(選考方法)

第7条 志願者の選考は、書類審査、学力試験、面接その他学術院等の定める方法により行うものとし、その結果を総合して、判定するものとする。

(合格者の決定)

第8条 再入学の合格者は、学術院運営委員会等の議を経て、学長が決定する。

(再入学の年次)

第9条 再入学を許可する年次は、退学前に在学していた年次又はそれに引き続く年次とする。ただし、第3条第1項ただし書及び同条第2項の規定により再入学の出願をした者については、当該出願した者の受入れを行う学術院等における相当年次とする。

(在学すべき年数等)

第10条 大学院学則第25条の規定に基づき、学術院長（グローバル教育院にあってはグローバル教育院長）（以下「学術院長等」という。）が再入学した者の既に履修した授業科目等の取扱いを決定する場合は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる基準に基づき、これを行うものとする。

- (1) 既に履修した授業科目及び修得した単位数

修了の要件として必要な授業科目及び単位数の一部として認めるものとする。ただし、再入学後の履修計画については、学術院長等が改めて指示するものとする。

- (2) 在学すべき年数

再入学した者の修業年限は、退学前の在学期間を通算して、修士課程にあっては大学院学

則第4条に、博士課程にあつては同学則第5条又は第5条の2に規定する標準修業年限とする。

(3) 在学年限

再入学した者の在学年限は、退学前の在学期間を通算して、修士課程にあつては大学院学則第6条に、博士課程にあつては同学則第7条又は第7条の2に規定する在学年限とする。

(4) 休学期間

大学院学則第54条第2項の休学期間の通算は、退学前に休学した期間がある場合は、当該期間を通算するものとする。

附 則

- 1 この法人細則は、平成18年3月16日から施行する。
- 2 第4条から第6条までの規定は、この法人細則の施行前になされた再入学の出願にも適用する。

附 則（平23.9.29法人細則35号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人細則21号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び専攻並びに当該研究科の研究科長に係る第2条、第3条、第4条第3号、第7条から第9条まで並びに第10条本文及び第1号から第3号までの規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。